

津市低入札価格調査試行要領

平成20年12月22日

改正 平成25年3月1日

令和元年6月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときに行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価試行要領」という。）第1条に規定する総合評価落札方式による入札を実施する建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を適用する低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格とは、調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合した履行がされないと判断される価格をいい、失格基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施せず失格とする。

2 失格基準価格は、調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(入札者への周知)

第5条 市長は、入札に当たり次の事項について周知するものとする。

(1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）であっても落札者とならない場合があること。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

（入札の執行）

第6条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者又は落札候補者の決定を保留するものとし、落札者又は落札候補者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

（低入札価格調査の実施）

第7条 前条の入札が行われた場合は、当該工事担当課長及び調達契約課長は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から工事費に係る積算内訳書その他の資料の提出を求めるほか、次に掲げる事項についての事情聴取、関係機関への照会等により行うものとする。

(1) 当該価格で入札した理由

(2) 手持ち工事の状況

(3) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連

(4) 手持ち資材の状況

(5) 資材購入先との関係

(6) 手持ち機械数の状況

(7) 労務者の具体的供給見通し

(8) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況

(9) 経営状況

(10) その他必要な事項

（調査結果の報告）

第8条 調達契約課長は、前条の規定による調査を行った結果を、津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付すものとする。

（委員会の審査に基づく落札者の決定等）

第9条 市長は、委員会の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者として決定する。

2 市長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

3 前項の規定により、最低価格入札者を落札者としなことを決定したときは、落札者としな理由を付して通知するものとする。

（適用される事項の周知）

第10条 低入札価格調査対象工事においては、入札に当たり、調査基準価格を下回って契約する場合は、次の事項が適用される旨を周知するものとする。

- (1) 専任の担当技術者を1名追加して工事現場に配置すること。
- (2) 契約保証金を契約金額の10分の3以上の額とすること。
- (3) 前払金を契約金額の10分の2以内の額とすること。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年12月22日から施行する。

附 則（平成25年3月1日）

- 1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の津市低入札価格調査試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う建設工事について適用し、同日前に公告を行った建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月3日）

- 1 この要領は、令和元年6月3日から施行する。
- 2 改正後の津市低入札価格調査試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う建設工事について適用し、同日前に公告を行った建設工事については、なお従前の例による。